

## 審査実施要領

### 1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を行い、その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

### 2. 一次審査(配点：300点)

審査はグループウェアシステム更新業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において以下のとおり書類審査を行い、上位4位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が135点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

#### 2.1 必須事項

- ・ 対象：【別紙1】グループウェアシステム詳細機能要件一覧表
- ・ 確認方法
  - (1) 必須機能への対応状況及び加点項目を事務局が確認する。
  - (2) 条件が満たされているかを確認。
    - ・ 満たされていない場合はこの時点で失格
    - ・ 「加点項目」項目が実装可能：該当1項目につき、加点（+1点）

#### 2.2 提案評価点(200点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

審査委員会において、各審査委員が企画提案書の各項目を評価採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

#### 2.3 価格点 構築費用(50点)

- ・ 対象：【様式6-1・6-2】費用見積書（構築費用）・費用見積明細書（構築費用）
- ・ 評価方法
  - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
  - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

    - ※1：全提案者中最も低い見積価格
    - ※2：当該提案者の見積価格

## 【別紙3】審査実施要領

### 2.4 価格点 保守費用(25点)

- ・ 対象：【様式7-1、7-2】費用見積書（保守費用）・費用見積明細書（保守費用）
- ・ 評価方法
  - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
  - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は25点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。  
「価格点＝25点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
    - ※1全提案者中最も低い見積価格
    - ※2当該提案者の見積価格

## 3. 二次審査(配点：200点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

### 3.1 プレゼンテーション評価点(200点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法  
審査委員会において、各審査委員がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

## 4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- (1) 日時：令和2年9月 日（曜日）（別途連絡）
- (2) 場所：洲本市役所（別途連絡）
- (3) 出席者：1提案者3名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること。）
- (4) 実施時間：1提案者60分以内（プレゼンテーション45分、質疑応答15分。）
- (5) プレゼンテーションの内容
  - ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
  - ・ グループウェアの重要な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
    - 利用頻度の高いメール、掲示板、施設管理、休暇管理の機能について
    - 管理者が実施する機能について（ユーザ毎の操作管理やログ保存等）
- (6) プレゼンテーションの順番  
プレゼンテーションの順番は、参加申込書を提出した順番とする。

## 【別紙3】審査実施要領

### (7)その他

プロジェクター、スクリーンは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

## 4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

### 4.1提案者が1社の場合の取り扱い

- (1)一次審査を実施し合計点が135点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2)一次・二次審査の合計点が335点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

### 4.2一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (2)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (3)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」及び「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (4)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。